

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告
(建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を含む）)

下記の事業に係る公募型プロポーザルに係る手続き開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和7年11月14日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 業務概要

(1) 事業名

静岡県食肉センター汚水処理施設新築工事

(2) 業務の内容

静岡県食肉センター汚水処理施設新築に係る設計業務及び工事

(3) 設計業務の履行期限

契約締結の翌日から令和9年3月17日限り

ただし、設計図及び積算資料の提出は令和8年10月末までとする

(4) 契約限度額

設計業務委託の契約限度額は、43,000,000円（消費税込み）とする。

- (5) 本事業は、建築物の品質の向上、適正なコスト管理及び円滑な業務の推進等の観点から、施工者の持つ高度な技術を実施設計に取り入れるとともに、設計段階から施工計画の検討を行うことにより、遅延することなく業務を実施することを目的として、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第18条に基づく、「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という。）の設計交渉・施工タイプを採用するものである。

本事業は、プロポーザル方式により選定された優先交渉権者と設計業務委託の契約及び基本協定を締結し、その後の設計業務の中で技術提案の採用及び価格等の交渉を実施するものであり、交渉が成立した場合に工事の契約を締結する。

(6) 対象工事

ア 施設名称：静岡県食肉センター汚水処理施設

イ 敷地の場所：菊川市赤土地内

ウ 新築建築物（参考）：前処理施設、生物処理施設、消毒放流施設、汚泥処理施設

上記に係る給排水及び電気切り回し、電気設備工事、外構工事を含む。

エ 予定工期：令和9年3月頃から令和11年7月頃まで

オ 工事契約限度額：21億7千万円（消費税込み）とする。

2 参加資格要件

2-1 共同企業体の要件

次に掲げる条件をすべて満足する「異業種特定建設工事共同企業体」（以下「乙型企业体」という。）又は建築企業単体であること。

(1) 乙型企業体の場合の資格要件

条 件	左記の詳細
①構成員の数	2 者
②構成員の組合せ	2－1 (3)に記載する機械器具設置企業及び2－1 (4)に記載する建築企業の資格要件を満足する2者の組み合わせとする。
③結成方法	自主結成とする。異業種特定建設工事共同企業体協定書（乙型）により、分担施工方式の乙型共同企業体を結成する。
④代表企業	機械器具設置企業又は建築企業とする。
⑤その他	設計業務は乙型共同企業体の構成員が行うものとする。

(2) 建築企業単体の場合の資格要件

条 件	左記の詳細
①資格要件	2－1 (4)に記載する資格要件を満足する建築企業
②下請け条件	2－1 (3)に記載する資格要件を満足する機械器具設置企業を下請けに入れること。
③その他	設計業務は建築企業が行うものとする。

(3) 機械器具設置企業の資格要件

条 件	左記の詳細
①静岡県建設工事競争入札参加資格の認定業種	機械器具設置工事 ※乙型共同企業体の構成員になる場合は、工事の契約までに機械器具設置工事に関する静岡県における建設工事入札参加資格の認定を受けていること。
②許可の種類	機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可
③経営事項審査の総合評定値	機械器具設置工事に係る経営事項審査結果（審査基準日が参加表明日より1年7ヶ月以内のもの）の総合評定値1,000点以上
④施工実績	平成22年4月1日以降に契約した以下のいずれかの施設の污水处理施設の污水处理設備工事（新築又は改築）を元請け（甲型及び乙型共同企業体含む）又は下請 ^{※1} として施工した実績を有すること。ただし、甲型共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。 ・と畜場法第3条に基づく「と畜場」を有する食肉卸売市場又は産地食肉センター ・食品工場 ^{※2} ※1 下請の施工実績は、当該機械器具設置工事に主体的に関わったものに限る。なお主体的とは、当該工事において自社の污水处理方式が採用されていることを言う。 ※2 食品の製造・加工を行う施設のうち、建築基準法施行規則に定める

	主要用途区分が「工場(自動車修理工場を除く。)」に該当する施設に限る。
⑤配置予定技術者	設計業務を補助する技術者(機械器具設置)として次の要件を満たす者を配置できること。 ・ 監理技術者資格者証(機)の交付を受けている者で、国土交通大臣指定の監理技術者講習を受講している者 ・ 参加表明書提出日以前に当該組織に属していること。 ・ 設計業務期間中は専任での配置を不要とする。(建設業法第26条3項に規定する専任の技術者への従事を妨げるものではない。) ・ 従事期間は契約締結の翌日から令和9年3月17日限りとする。
⑥その他の条件	2-2 その他共通資格要件に記載のとおり

(4) 建築企業の資格要件

条 件	左記の詳細
①静岡県建設工事競争入札参加資格の認定業種	建築一式工事かつA等級に格付けされた者 ※工事の契約までに建築工事に関する静岡県における建設工事入札参加資格の認定を受けていること
②許可の種類	建築工事業に係る特定建設業の許可
③経営事項審査の総合評定値	建築一式工事に係る経営事項審査結果(審査基準日が参加表明日より1年7ヶ月以内のもの)の総合評定値1,000点以上
④営業所の所在地	建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する営業所のうち、主たる営業所が静岡県内にあること。「主たる営業所」とは、建設業法に基づく建設業の許可申請時(変更申請を含む)に届け出た、主たる営業所をいう。
⑤配置予定技術者	設計業務を補助する技術者(建築)として次の要件を満たす者を配置できること。 ・ 監理技術者資格者証(建)の交付を受けている者で、国土交通大臣指定の監理技術者講習を受講している者 ・ 参加表明書提出日以前に当該組織に属していること。 ・ 設計業務期間中は専任での配置を不要とする。(建設業法第26条3項に規定する専任の技術者への従事を妨げるものではない。) ・ 従事期間は契約締結の翌日から令和9年3月17日限りとする。
⑥その他の条件	2-2 その他共通資格要件に記載のとおり

(5) 設計業務における資格要件

参加表明書提出日以前に当該企業体構成員いずれかの組織が以下の条件を全て満たすこと。

条 件	左記の詳細
①静岡県建設関連業務委	建築関係建設コンサルタント業務

託競争入札参加資格の認定業種	※設計業務の契約までに建築関係建設コンサルタント業務に関する静岡県における建設関連業務委託競争入札参加資格の認定を受けていること。
②管理技術者	・一級建築士の資格を有すること。 ・２－１(3)(4)にある技術者を兼ねることはできない。
③その他	・建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

２－２ その他共通資格要件（建築企業単体の場合の下請けとなる機械器具設置企業を含む）

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の４の規定に該当しないこと。
②参加表明書の提出期限の日から契約の時までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年８月29日付け管第324号）に基づく入札参加停止を受けていないこと。
③静岡県発注公共工事暴力団排除措置要領（平成５年８月１日施行）に基づき、指名からの排除措置を受けていないこと。
④会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てが成されている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てが成されている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
⑤複数の配置予定技術者の候補者を提出する場合は、全ての候補者に関する様式第３号（配置予定技術者調書）及び資格を証する書面の写しを提出すること。

３ 説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

令和７年11月14日（金）午前９時から令和７年12月９日（火）午後４時までの間

(2) 配布場所及び配布方法

静岡県共同利用電子入札ポータルサイトの入札情報システム（P P I）

<URL <https://www.ppi.cals-shiz.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>>

及び、静岡県ホームページ「プロポーザル方式に係る公告について」に掲載する。

<URL <https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/kenchiku/kokyokenchiku/1003515/1029163.html>>

４ 資格審査書類の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は資格審査書類として、次により参加表明書、企業の参加資格要件調書等を提出すること。

(1) 提出資格

資格審査書類を提出する者は乙型共同企業体の場合は代表企業又は建築企業単体とする。

(2) 提出期間

令和７年11月14日（金）から令和７年12月９日（火）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前９時から午後４時までの間

(3) 提出先

8 (3) アに示す静岡県財務部建築企画課契約班まで持参若しくは郵送により提出すること。

5 技術提案書類の提出

参加資格の確認後、参加資格を有する者を技術提案審査対象者として選定し、その結果を令和7年12月12日（金）までに通知する。

技術提案審査対象者は技術提案審査書類として、次により技術提案書及び概算工事費見積書を技術提案書等として提出すること。特に技術提案等は設計段階から施工段階を通じて、適正な品質を確保しつつ、工事費を抑え、目標工期内に完成することを目的とした提案を行うことを求める。

(1) 提出期間

令和7年12月12日（金）から令和8年1月16日（金）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時までの間

(2) 提出先

8 (3) イに示す静岡県財務部設備課機械班まで持参若しくは郵送により提出すること。また、同様のデータを電子メールにて提出すること。

(3) ヒアリング

技術提案書等の提案内容等について、ヒアリングを実施し技術提案の審査及び評価を行う。

6 技術提案改善後の改善した技術提案書及び概算工事費見積書の提出

技術提案審査対象者は、ヒアリング後、技術提案改善要請の通知に基づき、改善した技術提案書及び技術提案改善後の概算工事費見積書を提出すること。

(1) 提出期間

令和8年2月3日（火）から令和8年2月13日（金）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時までの間

(2) 提出先

5 (2)に同じ

7 優先交渉者の選定

(1) 評価基準

評価項目、配点は以下のとおりとする。

①実績評価：16点、②技術提案評価：64点、③価格評価20点

(2) 優先交渉権者の選定に関する事項

技術提案審査対象者の中から技術評価点が最上位であるものを、選定委員会の総意を以て優先交渉権者として選定し、その結果を令和8年3月6日（金）までに通知する。なお、技術評価点の最も高い者が2人以上ある場合、このうち概算工事費が最も低い者を優先交渉権者とする。また、概算工事費も同額であった場合は、該当者によるくじにより決定するものとする。

8 その他

(1) 詳細は、業務説明書等による。

(2) 手続に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

(3) 照会窓口

ア 契約に関する照会窓口

静岡県財務部建築企画課契約班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館13階 電話054-221-2357

E-mail kenchikukikaku@pref.shizuoka.lg.jp

イ 技術に関する照会窓口

静岡県財務部設備課機械班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館13階 電話054-221-2932

E-mail setsubi@pref.shizuoka.lg.jp